

火災共済および自然災害共済の主な制度改定の概要

火災共済

※火災共済の掛金は変更ありません

1. 住宅災害等共済金の支払額上限の変更

建物のみ契約または家財のみ契約の場合には、加入共済金額または500万円のいずれか小さい額を基準として住宅災害等共済金のお支払い額を算出していましたが、以下のとおり改定します。

	現行	改定後
建物のみ契約	加入共済金額または500万円のいずれか小さい額×所定の支払割合	加入共済金額または1,000万円のいずれか小さい額×所定の支払割合
家財のみ契約	加入共済金額または500万円のいずれか小さい額×所定の支払割合	加入共済金額または1,000万円のいずれか小さい額×所定の支払割合
建物+家財契約	加入共済金額または500万円のいずれか小さい額×所定の支払割合	加入共済金額または1,000万円のいずれか小さい額×所定の支払割合

〈例〉 建物のみ契約に共済金額2,000万円でご契約している場合で、台風による災害で建物が全壊となったとき（共済金の支払割合は100分の45）

【現行】 支払共済金の額 $500\text{万円} \times 100\text{分の}45 = 225\text{万円}$

【改定後】 支払共済金の額 $1,000\text{万円} \times 100\text{分の}45 = 450\text{万円}$



2. 家財契約の複数契約口数限度の引上げ

※自然災害共済をセットでご加入の場合には、自然災害共済も同様の取扱いとなります

家財契約を複数契約する場合の加入口数限度を以下のとおり引き上げます。

現行の口数限度	改定後の口数限度
複数契約であるかないかにかかわらず、 1契約者につき200口(2,000万円)を限度	共済の目的である家財を収容する建物が異なる場合、かつ、複数の家財契約を締結する場合には、 それぞれ200口(2,000万円)を限度

※ 複数契約の既契約者の方で、既に現行の限度額である200口（2,000万円）に達している場合でも、共済の目的である家財を収容する建物が異なる場合には、更新時点で家財契約をそれぞれ200口（2,000万円）か標準加入額のいずれか小さい方まで増口いただくことができます。

3. 再取得価額に関する規約の改正

これまでは原則再取得価額特約を火災共済契約に自動付帯することで、火災共済契約および自然災害共済契約の補償を再取得価額で補償できるようにしていましたが、特約を廃止し、再取得価額による補償が適用されるよう規定の明確化を図ります。

なお、これによる補償内容や掛金の変更は発生しません。



* 再取得価額とは…

共済の目的である建物や家財を再度取得するときに必要となる金額です。

4. 独立責任額全額方式の導入

同一の建物に対して教職員共済以外の他団体にも契約がある場合で、かつ、超過保険となっている状態で共済金の支払事由に該当する事故が発生し、他団体に保険金等のご請求をされる前に当生協に共済金をご請求いただいた場合には、原則として他の契約がないものとして算出した共済金額を共済金受取人にお支払し、他の団体に当生協より求償する方式（独立責任額全額方式）を導入します。

なお、これによる掛金の変更は発生しません。

5. 制度改定に伴う掛金の変更と地震保険料控除について

総支払限度額の引き上げおよび地震補償の被害認定区分の細分化により、掛金率の全体的な見直しを行いましたので、以下のとおり掛金を引き上げいたします。

なお、火災共済の掛金は変更ありません。

<1口あたり掛金>

	標準タイプ		大型タイプ	
	現行	改定後	現行	改定後
木造	90円 (8.0円)	105円 (9.0円)	120円 (10.5円)	145円 (12.5円)
耐火構造	50円 (4.5円)	65円 (5.5円)	70円 (6.0円)	90円 (8.0円)

※カッコ内の金額は月払掛金です。

掛金の変更の理由① 総支払限度額の引き上げ

当生協を含め労働者共済グループでは、東日本大震災を契機として巨大地震のリスクの見直しを行うなどした結果、共済金の支払責任を一層確実にしていくため、総支払限度額を引き上げることになりました。なお、掛金への影響や支払財源の確保の観点から引き上げは段階的に行います。

既にこの制度改定に先立ち、2014年4月に掛金への影響がない程度まで総支払限度額の引き上げを行っております。今回の改定では、掛金の引き上げが伴いますが、以下のとおり総支払限度額を段階的に引き上げてまいります。

	地震	風水害等
～2014年3月	1,700億円	400億円
現行	2,000億円	460億円
2015年2月～	<u>2,700億円</u>	<u>480億円</u>
2016年4月～(予定)	<u>3,500億円</u>	480億円

掛金の変更の理由② 地震補償の認定区分の細分化

災害時に自治体が発行する罹災証明書の被害認定区分と現行の自然災害共済の被害認定区分に違いがあり、罹災証明書の「大規模半壊」と「半壊」は現行の自然災害共済では「半壊」と区分されていたため、「半壊」を2区分に細分化し「大規模半壊」を追加することでわかり易さを追求するとともに、半壊の中でも被害の大きい大規模半壊の場合には現行よりも手厚い補償となるよう変更します。

現行			改定後		
損害区分	標準タイプ	大型タイプ	損害区分	標準タイプ	大型タイプ
全壊(焼) (70%以上)	20,000円	30,000円	全壊(焼) (70%以上)	20,000円	30,000円
半壊(焼) (20%~70%未満)	10,000円	15,000円	大規模半壊(焼) (50%~70%未満)	12,000円	18,000円
			半壊(焼) (20%~50%未満)	10,000円	15,000円
一部壊(焼) (100万円超)	2,000円	3,000円	一部壊(焼) (100万円超)	2,000円	3,000円

※上記金額は1口あたりの補償額で、表中()は損害割合、損害額を示しています。

地震保険料控除について

今回の掛金改定に伴い、地震保険料控除の対象となる1口あたりの掛金額は以下のとおり変更になります。

	標準タイプ		大型タイプ	
	現行	改定後	現行	改定後
木造	50.4円 (4.5円)	74.6円 (6.4円)	78.0円 (6.8円)	111.7円 (9.6円)
耐火構造	36.0円 (3.2円)	55.3円 (4.7円)	53.9円 (4.6円)	80.1円 (7.1円)

※カッコ内の金額は月払掛金です。

このお知らせは、火災共済と自然災害共済に関する2015年2月以降の新制度の概要を記載したものです。さらに詳しい内容につきましては「リーフレット」および「重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)」等をご覧ください。